

PRESS RELEASE

春季休業期間中における児童生徒の運動機会の確保について

春季休業期間中における児童生徒の運動機会の確保について、以下の事項をとりまとめたので、お知らせします。

1 市立小学校における児童の運動機会の確保について

春季休業期間中において、児童の運動機会の確保が求められていることから、次のとおり対応することとする。

- 開放場所 市立小学校運動場
- 開放期間 3月25日（水）から4月6日（月）までの平日
- 開放時間 午前10時00分から午前12時00分

2 市立中学校・高等学校における生徒の運動機会の確保について

春季休業期間中において、生徒の運動機会の確保が求められていることから、次のとおり対応することとする。

- 開放場所 市立中学校・高等学校運動場
- 開放期間 中学校：3月25日（水）から4月6日（月）までの平日
高等学校：3月25日（水）から4月3日（金）までの平日
- 開放時間 各学校によって異なる。

3 留意事項

- 保護者の責任のもとで運動場を開放する。
- 周囲の人に危険を及ぼす可能性がある遊具の持ち込みは禁止する。
- 在籍する学校の運動場に限る。



福岡市教育委員会

Fukuoka City Board of Education

福岡スタンダード～福岡の子どもたちに大切にしてほしいこと～

生活習慣の柱

あいさつ・掃除

学びの柱

自学・とも学

未来への柱

チャレンジ・立志

〈問い合わせ先〉

教育委員会指導部学校指導課

課長 齊藤 啓一（さいとう けいいち）

電話 092-711-4638

教育委員会指導部生徒指導課

課長 内田 久徳（うちだ ひさのり）

電話 092-711-4673

教育委員会指導部学校教育企画担当

課長 大洲 隆一郎（おおす りゅういちろう）

電話 092-711-4208